

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 20 回定例

1 月 25 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 1 月 25 日に教育委員会第 20 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 30 年 1 月 25 日（木） 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 50 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百 合 子
委 員 伊 東 幸 宏

事務局（説明員） 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
花 崎 武 彦 教育政策課課長代理
木 野 雅 弘 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
山 田 泰 巳 静岡教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長

4 その他

(1) 第 35、36 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 36 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、第 36 号議案は非公開とする。今回は公開案件から審議する。

第 35 号議案 平成 30 年度教育行政の基本方針の策定

教 育 長： 第 35 号議案「平成 30 年度教育行政の基本方針の策定」について、花崎教育政策課課長代理より説明願う。

教育政策課長代理： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 「2（1）グローバル人材の育成★海外留学等の促進」の 2 つ目の○に「芸術分野も加えた海外インターンシップの促進」とあるが、これは芸術分野に限った話なのか。

教育政策課長代理： 現在、海外インターンシップは「農業、工業、商業」について、専門学科と総合学科の生徒を対象に行っている。本年度末と次年度は芸術分野も加えている。本年度末は芸術分野の生徒をシンガポールに連れて行く。平成 30 年度も同じように海外インターンシップを展開する。よって、芸術分野を加えた、という表現にしている。

藤 井 委 員： この行間に見えない学科が隠されているということか。

教育政策課長代理： そうである。

伊 東 委 員： 「1（2）★県立学校における専門学科の充実」について、新しい専門学科の設置に向けた研究が加わったということか。

教育政策課長代理： 県立高等学校第三次長期計画も踏まえ、高校教育課を中心としてどのような専門学科を設置するのかについて研究していく。この点は 30 年度の重点事項となるので新たに加えた。

伊 東 委 員： 十分に議論された上で追加されているのか。前回からの提示から 10 日間程度しか経っていないのに新たに加わっている。議論の背景があって私が委員に就任する前に十分に議論がなされた上でのことならよいがどうか。

高校教育課長： ここで想定しているのが演劇、スポーツ、観光分野の新しい学科新設である。演劇に関しては人づくり学校づくり実践委員会から、演劇科の新設について研究を進めてはどうかという意見を貰っている。スポーツでは県立高校第三次長期計画の有識者会議の中で、スポーツに関する学科設置の検討をすべきであるとの意見がある。それを受けて現在作成中の長期計画にも同様の文言を加えている。新しい学科の設置については、以前から外部の有識者会議で御意見をいただいております、平成 30 年度当初予算要求でも新規学科設置のための研究経費を計上している。

伊 東 委 員： ここにこの文言を加えることに反対しているわけではない。審議のプロセスを確認したい。

教育政策課長代理： 「1（3）学びを支える魅力ある学校づくりの推進」というタイトルの右側のページの上段、「★県立学校における教育環境の向上」に、「高等学校及び特別支援学校の教育環境の改善・充実に係る施設整備」

と書いてある。委員からご質問のあった「★県立学校における専門学科の充実」は前回まで、「農・水・工・商の教育環境の充実」となっていた。「環境」という文言が重複してしまうので「農・水・工・商の教育の充実」に修正した。また、高校教育課長から説明のあった今後の新しい専門学科を設置することを検討していくので、その一文を加えてこのような形にしている。

藤井委員： 私の認識では演劇やスポーツは過去、確かに話題になっていた。それらの課題がこの場で議論されて、新しい専門学科を設置しようという機運は特に高くなかったもの話としてはあったが、それがこういった文言で基本方針に表れてくるという議論はなかった。ただし伊東委員が話したようにそのことに反対する方はいないと思う。

渡邊委員： 総合教育会議の中でも実践委員会での提言を受けてそういった話はあがっていた。

伊東委員： 私が静岡県産業教育審議会の会長として木苗教育長に答申した内容のことである。簡単に済ませる話でなく、変更点としてもっと強調して審議する内容であったかと思う。

渡邊委員： 方針のあとに別のものがあつたかと思うがどうか。

教育政策課長代理： ここにある資料が 29 年度教育行政基本方針の冊子である。この冊子の 1、2 ページがこの基本方針となる。それ以降のページに各課の重点施策が明記され、それに関する事業名や主な取組が入ってくる。

藤井委員： この基本方針案の文言や表現がどうだということではなく、この方針が確認されて、それに基づいた実行力や成果の積み上げが問われてくる。むしろ、これをベースとした施策の内容について議論しなければならない。

斉藤委員： 昨日の新聞記事は県民に対してのインパクトがあつたと思う。今まで議論はされてきたが具体的に前進することはなかった。これから議論が始まるということか。こういったタイムスケジュールで研究を進めていくのか。

高校教育課長： 2 年間の予定で基礎的調査を行う。

教育長： 視察等を行い情報を収集し、静岡県としてどうするのかを考えていく。ただ文言として「研究」でなく違う文言でも良いかと思う。

藤井委員： 「具体的検討」などの文言にすればより明確だと思う。

斉藤委員： 観光は国家戦略である。

教育長： 静岡文化芸術大学や県立大学でも観光学科の設置を検討しており、高校においても熱海高校がホテル観光業の実習を行っている。

藤井委員： 2 年間で研究結果を出すのか。

高校教育課長： 基礎的な研究として 2 年間行う。その後、学科を新設するということになれば、外部有識者に入ってもらい具体的な検討を進める。

藤井委員： 現状でそういった学科を希望する生徒がいても実現しないということか。3 年から 4 年はかかるようであるがもう少し早くできないのか。しっかり検討して 2 年もかけることなく、1 年で答えは出せないのか。

教育次長： 2年間という時間を想定しているわけではない。方針に対して予算が付いており、早く結論を出すことが高校の魅力のひとつになっていくと考えている。

教育長： 「研究」というと時間がかかるイメージがあるので、「検討」としてはどうか。

藤井委員： 逃げ道を作らない表現にしてほしい。

教育長： やるからには早くやりたい。

教育次長： それは構わない。

教育長： この後も委員からの意見を取り入れることも可能なのか。

教育政策課長代理： この方針は各学校にすぐ周知したいのでこの場で決定したい。それ以外の御意見は各施策に反映することはできる。

教育総務課長： この議案に対する審議はここで決定するので、御意見があればここで伺いたい。

藤井委員： 原案からの変更も可能なのか。

教育次長： 可能である。

渡邊委員： 「検討」という表現に修正すれば賛成する。

藤井委員： もっというと具体的な表現にしたほうがよい。

教育総務課長： 現実的には専門学科となると1学級40名定員である。40名定員を集めなければ学科とならない。熱海高校は観光の実習を行っているが、「観光コース」である。「コース」という選択もあるので、「専門学科の設置に向けた検討」ということになると学科設置まで至らなかった場合、やらなかったのかということになる。

教育次長： その点は「検討」という表現でもよい。

渡邊委員： 結果的に学科設置にならなかったとしても問わない。多様な学びの窓口が増えて、子供たちの学習環境が良化されることが目的である。

教育総務課長： 決してネガティブに考えているわけではない。「学科設置」という成果が出ない場合もある。

渡邊委員： 現状の熱海高校の「観光コース」でも、子どもたちの学びの意欲は伝わってきている。発展的にいろんなことを学ぶことができる仕組みになればよい。

藤井委員： 結果として学科設置にならない場合もあるという言い方よりも、学科にするために何をすべきか、という発想で取り組んでほしい。本当に魅力ある新設学科であれば、県内だけでなく県外からも応募がありうる。仮に35名しか集まらなくとも内容が充実していればよいと思う。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 御意見があった点を踏まえ、本案を修正して可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第35号議案の原案修正して可決する。

報告事項1 平成31年度静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点等

教 育 長： 報告事項1「平成31年度静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点等」について、宮崎義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 特別選考は高校と特別支援学校の教員だけなのか。小中学校の特別選考はないのか。

義務教育課長： 教職経験者を対象とした特別選考はある。今回の報告は従来からの変更点の報告である。小中学校の特別選考に変更点はない。

藤 井 委 員： 説明のあった英語ネイティブスピーカー採用の実施は高等学校教員だけが対象なのか。

義務教育課長： そうである。

藤 井 委 員： なぜ高校だけなのか。

義務教育課長： 小中学校の場合、学習指導要領を意識した採用としたかったので、ネイティブスピーカーに限定した特別選考は考えなかった。ネイティブスピーカーがいればなお良いと思うが、各市町でALTを採用しているおり、県としてネイティブスピーカーを配置する考えはない。設置者である市町が考えてやることにしている。

藤 井 委 員： なぜ考え方がないのか。例えば宮崎課長も英語の環境で育てば英語が喋れるようになる。幼少のころからなるべく多くそういった環境に接していることが、自然な外国語を学ぶかたちだと思う。よって、可能な限り小中学校でもネイティブスピーカーやそれに近い方が多く居た方がよい。高校でこういった発想があるならば、なぜ小中学校でやらないのか不思議である。

渡 邊 委 員： 小中学校にはネイティブスピーカーがALTとして配属されている。英語が堪能な方が、小中学校の英語を全く習ったことのない子どもに対して教えることが上手であるとは限らない。ALTとして配属された外国人でも、日本語しか知らない子どもに英語を教えることができないということがあるし、現場で混乱している状況を見てきている。小中学校では外国語が堪能であることはもとより、日本人でネイティブではないけれども、子どもたちに英語を教えることが出来る経験がある方だとか、少し視点は違ってくると思う。高校程度になるとネイティブスピーカーの方とのコミュニケーションを積み重ねて、より高い英語能力に結び付けてもらうという、学校間の役割分担というか、求められている人材の質が違うのではと思う。

藤 井 委 員： こうでなければならぬということではないが、小中学校では教えることに長けた先生が英語を教える場合、ネイティブから「何だその英語」ということにはならないか。

渡 邊 委 員： そのレベルまでではない。堪能でありなおかつ子どもに教えるスキルを学んでいる人が求められる。

藤 井 委 員： もちろん、そういった方がいればよい。特別選考でネイティブスピー

カーやそれに近い人を選考しないことによって、小中学校段階でネイティブな英語に触れることがほとんどなく、今までどおりある程度の英語を教えることが出来る先生が教えることになる。

義務教育課長： 市町によって差が出てきており、私がいた西伊豆町では5人のALTを外国から招致していた。ただ、どの小中学校においてもネイティブスピーカーの外国人が一回も来ないということはない。1週間に数時間程度の授業でもかなりの頻度で英語授業のアシスタントとして入っている。ただ、その市町間の差を無くしていく必要はあると思う。

伊東委員： ネイティブの方たちのどの程度の日本語能力を要求するのか。

高校教育課長： 日常生活に支障のない程度の日本語能力と考えている。

高校人事監： 募集要項案も作成しており、ルビも振ってある。ひらがな程度の読解能力は必要だと考えている。職員会議や学年会議に出席することもあるので、周りの教員がサポートしながらでも、学校で議論されていることが分かる程度の能力はほしい。

伊東委員： 大学でも外国人教員を多く採用したことがあるが覚悟がいる。例えばメールでも漢字が混じった文章を送信した場合、ほとんどスルーされてしまう。もう1点、外国人教員向けのサポート体制、相談窓口を作らないと学校にいる他の教員も大変になるし、事務職員も大変になる。

高校人事監： 試験方法も検討中であるが、日本語による面接試験を、学校に配置したことをイメージして実施することになると思う。まずは英語学科、国際科がある学校に配置して様子を見ていくことになると思う。そういった学校は生徒の英語に対する学習意欲が高いので、生徒への影響という面では効果は高いと思う。

理事（人材育成）： 全国的に見て教員免許を持っていない外国人教師に県で特別に免許状を与えて採用しているのは主に高校である。日本の教育は教員免許を主としてそれを原理として動いているので、小中学校に関しては教員養成のための専門大学がある。よってこの取組はある意味で風穴を開けることになる。本県としてはこれまでも理数関係などで高い学歴をもった方がやってきてくれているという実績があるので、英語についても一歩踏み出していこうか、ということになる。ただし、このように特別選考で採用された方について、授業はよいが学級担任はどうするのか、校内分掌業務はどうするのかなどの懸案は次の段階で考えることになる。

斉藤委員： 試験実施の種別について、小学校の教員と特別支援学校の教員のほかに、小学校と特別支援学校共通の教員も募集することになるのだが、ひとりが両方に願書を出して受験することは可能なのか。

義務教育課長： 志願は1つしかできない。例えば共通教員に志願した方が特別支援学校に採用されれば、まずは特別支援学校で学んでそこで得た知識を小学校に還元してもらうという考え方である。

藤井委員： 興味があるので確認する。例えばインドの方や、オーストラリアの方でもネイティブスピーカーである。地域によって英語は違う。国で差別することはないが、採用を考えた場合、日本での英語教育に相応し

いかという点をみて判断するのか。

高校人事監： 英語を母国語、あるいは公用語としている方をネイティブスピーカーとして捉えている。ワールドイングリッシュと捉えて様々な地域の英語に触れることは生徒にとってもプラスになると考えている。

藤井委員： この学校はインド系の英語という感じになるということか。

高校人事監： 現状、ALTもいろんな国籍の方がいる。

藤井委員： それはそれでグローバルな発想でいいと思うが、あまり偏りがでてしまうのはどうかと思った。

加藤委員： 高校で実施する特別選考が小中学校の選考にもだんだん影響していくといいと思う。

教育長： 何かあれば教育委員会に意見を寄せてくれると思うので、その時どきで対応したいと思う。

藤井委員： 特別支援学校でも小学校英語は教えるのか。

特別支援教育課長： 特別支援学校では教科学習している子どものみとなる。

教育長： 他に質疑はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第36号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成29年度第20回教育委員会定例会を閉会とする。